

2018年（平成30年）5月31日  
子ども青少年部 子育て企画課

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導（集団指導）質疑応答

No.	質 問	回 答
1	確認指導（実地指導）において、地域型保育給付費の基準に関しては、前年度の書類だけが検査の対象になるのか。	地域型保育給付費の支給については、年度末に当該年度分の精算を行ってまいります。そのため、確認指導（実地指導）における地域型保育給付費に関する収支関係書類の確認については、精算済みである前年度の地域型保育給付費の支給に関するものが対象となります。
2	確認指導（実地指導）において、運営基準に関しては、前年度と本年度の運営状況が検査の対象となるのか。	運営基準の遵守状況については、主に前年度の状況を対象としますが、同時に実施する児童福祉法に基づく指導監査等において運営状況を確認する中で、その時点における不適切な運営状況を把握した場合は、確認指導（実地指導）における指導の対象となる場合があります。

以 上